

労働相談・個別労働紛争解決ネットワーク一覧表

鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度
関係機関連絡協議会

利用者

労働相談機関

専門的な団体

鳥取県弁護士会	
特徴	◎鳥取県内の弁護士が各法律事務所(東・中・西部)または、各法律相談センターで対応。 ◎毎週、各地の法律相談センターでも法律相談を実施。 ◎原則有料だが、鳥取県内の弁護士はほぼ全員が法テラスを利用している法律相談実施が可能であり、一定の資力未満の方は法テラスの無料法律相談で対応可能。
利用料	日本司法支援センター(法テラス)の資力基準を満たす場合は無料。それ以外の方は有料。
利用方法	鳥取県弁護士会(東部・中部地域の弁護士を紹介し、各弁護士の法律事務所を実施。または、東部・中部地域の法律相談センターでの相談予約の受付。) 電話 0857-22-3912(予約受付時間 平日9:00~17:00) 鳥取県弁護士会米子支部(西部地域の弁護士を紹介し各弁護士の法律事務所を実施。または、西部地域の法律相談センターでの相談予約の受付。) 電話 0859-23-5710(予約受付時間 平日9:00~17:00) ※各地域の法律相談センターについて 東部 法律相談センター鳥取 (鳥取県弁護士会館 鳥取市東町2-221((鳥取地裁右隣2軒目)) 中部 法律相談センター倉吉 (倉吉市葵町724番地15 2F) ※法律相談当日のご連絡先 0858-24-0515 毎週土曜日 9:30~12:00 西部 法律相談センター米子 (米子しんまち天満屋特設会場 米子市西福原2丁目1-10) 毎週火曜日 13:30~16:00 毎週金曜日 10:30~12:30

鳥取県社会保険労務士会

特徴	◎無料・要予約で「総合労働相談所」で面談による相談を受けている。 ◎相談は社会保険労務士が対応。
利用料	相談料無料。
利用方法	◎要予約。 電話 0857-26-0835 平日 10:00~16:00 相談日は毎週水曜日 10:30~16:00 場所 鳥取市富安1-152(SGビル4F)

日本司法支援センター(法テラス)

特徴	◎総合法律支援法に基づく公益法人 ◎法制度や相談窓口等の情報提供、法律相談をご案内する。 1. 情報提供 ①法制度の紹介 ②相談窓口の紹介 ・対応者:【地方事務所】情報提供専門職員 【コールセンター】専門オペレーター ※情報提供では個別の法律相談や法的判断を行うことはできません。 2. 法律相談(経済的に余裕のない方の無料法律相談) ・対応者: 弁護士 ※法律相談は資力基準を満たす方のみ。 (資力基準=収入・預貯金等が一定額以下であること。)
利用料	無料。 ○情報提供無料(通話料のみ相談者負担) ○法律相談無料(ただし、資力基準を満たす方のみ)
利用方法	【鳥取地方事務所】 1. 情報提供 ◎対応者: 情報提供専門職員 ◎電話/面談 水曜を除く平日 10:00~12:00 13:00~17:00 ※予約優先、所用により不在の場合有り。 2. 法律相談 ◎対応者: 弁護士 ◎面談 毎週火曜日、木曜日 13:30~15:30 ※予約制 1回30分程度 ※その他、弁護士会各法律相談センター、契約弁護士事務所での相談可能 電話: 0570-078357 ※IP電話からは 050-3383-5495 住所: 鳥取市西町2-311(鳥取市福祉文化会館5階) (土日祝日・年末年始休業) 【コールセンター】 1. 情報提供 ◎対応者: 専門オペレーター ◎電話 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00 電話: 0570-078374 ※IP電話からは 03-6745-5600 (日曜祝日・年末年始休業)

行政機関

鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)	
特徴	◎鳥取県が設置。 労働者、経営者双方からの労働・雇用に関する相談に応じている(キャリアコンサルティングも実施)。 ◎専門の労働・雇用相談員が対応。 ◎フリーダイヤル、面接、電子メール相談を実施。 ◎県内3カ所に相談所を設置。 ◎内職情報も提供。 ◎トラブル未然防止のため、労働セミナー、社内研修の講師派遣を実施。
利用料	無料。
利用方法	◎電話、窓口、電子メール相談を受付(予約不要)。 フリーダイヤル 0120-451-783(鳥取) 0120-662-390(倉吉) 0120-662-396(米子) ◎相談対応日 月~金曜日 (※毎月第一土曜日は鳥取と米子が交互に開所) ◎相談対応時間 9:00~17:30 ◎電子メール: minakuru@roufuku.jp ◎窓口 ①鳥取市天神町30-5(鳥取労働会館2階) 電話 0857-25-3000 ②倉吉市見日町317(種部ビル2階) 電話 0858-23-6131 ③米子市東町189-2(西部労働者福祉会館2階) 電話 0859-31-8785

鳥取県労働委員会 個別労働紛争解決支援センター(労使ネットとっとり)

特徴	◎鳥取県の機関。 ◎労働関係に関する相談全般が対象。(労働者の募集・採用を除く。) ◎相談は労働委員会事務局職員が対応。 ◎電話・面接相談を実施。
利用料	相談料無料。
利用方法	①電話相談: 0120-77-6010(フリーダイヤル) 平日月曜日から金曜日まで 8:30~17:15 ②面接相談: 鳥取市東町1丁目271(県庁第二庁舎7階) 平日月曜日から金曜日まで 8:30~17:15 事前予約により18:30まで延長可能。

鳥取労働局総合労働相談コーナー

特徴	◎国の機関。 ◎労働問題に関するあらゆる分野の相談を受け付けている。 ◎雇用環境・均等室、労働基準監督署、公共職業安定所と同一組織内にあり、これらの組織とも連携している。 ◎電話・面接による相談を実施。 ◎労働問題専門の総合労働相談員が対応。
利用料	相談料無料。
利用方法	電話相談・面接相談: 月曜日から金曜日まで 9:30~17:00 ①鳥取市富安2丁目89-9(鳥取労働局内) 電話0857-22-7000 ②鳥取市富安2丁目89-4(鳥取労働基準監督署内) 電話0857-24-3245 ③米子市東町124-16(米子労働基準監督署内) 電話0859-34-2263 ④倉吉市駄経寺町2-15(倉吉労働基準監督署内) 電話0858-22-5640

鳥取労働局雇用環境・均等室 ※国の機関、相談料無料

特徴	男女均等取扱い等の相談を受け付けている。
利用方法	電話相談・面接相談: 月~金 8:30~17:15 鳥取市富安2丁目89-9(鳥取労働局内) 電話0857-29-1709

行政機関によるあっせん等

労使ネットとっとり(鳥取県労働委員会 個別労働紛争解決支援センター)(鳥取県の機関)

特徴	①調整機関: あっせん員 (労働委員会委員や労働問題の専門家等の公益・労働者・使用者側の三者構成) ②紛争当事者費用負担: なし ③あっせん回数: 制限なし ④1事件のあっせん員数: 3名(公益・労働者・使用者側の三者構成)を基本 ⑤相手方が不参加の場合の対応: 打ち切り
利用方法	鳥取県労働委員会事務局へあっせん申請書を提出する(持参又は郵送)。 鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)での申請手続相談可。

労使ネットとっとり(鳥取県労働委員会)と鳥取労働局(労働局)のあっせんの違い(主要なもの)

	労使ネットとっとり	労働局
期日の委員数	3名(公益・労働者・使用者側)	1名
期日の回数	回数制限なし	原則1回
法違反を含む紛争	あっせん可能 ※1	あっせん不可 ※2
時効の完成猶予の効力	なし	あり ※3

※1 法違反が明らかでない事項や労基署等の指導・処分等が行われている事項を除く
※2 法違反の紛争は労基署等の専門機関で直接対応
※3 打ち切り通知受理後30日以内に提訴した場合

鳥取労働局(国の機関)

【紛争調整委員会によるあっせん、優越的言動問題調停会議による調停】

特徴	①調整機関: 鳥取紛争調整委員会(弁護士等の労働問題の専門家6人) ②紛争当事者費用負担: なし ③あっせん回数: 原則1回、調停回数: 複数回 ④1事件のあっせん委員数: 3名(なお、あっせん期日は1名) 1事件の調停委員数: 3名(なお、調停期日は1名又は3名) ⑤相手方が不参加の場合対応: 打ち切り
利用方法	県内の各総合労働相談コーナー又は鳥取労働局雇用環境・均等室へあっせん申請書又は調停申請書を提出する(持参又は郵送)。

【機会均等調停会議、両立支援調停会議、均衡待遇調停会議による調停】

特徴	①調整機関: 鳥取紛争調整委員会(弁護士等の労働問題の専門家3人) ②紛争当事者費用負担: なし ③回数: 複数回(但し、1~3か月以内) ④1事件の調停委員数: 3名(なお、調停期日は3名又は1名) ⑤相手方が不参加の場合対応: 打ち切り
利用方法	鳥取労働局雇用環境・均等室へ調停申請書を提出する(持参又は郵送)。

【鳥取労働局長による助言・指導・援助】

特徴	(助言・指導) ※解雇、いじめ等の民事上のトラブルが対象 ①担当者: 鳥取労働局各総合労働相談コーナーの相談員等 ②紛争当事者費用負担: なし ③回数: 1回 ④相手方の対応: 任意(援助) ①担当部署: 鳥取労働局雇用環境・均等室 ②紛争当事者費用負担: なし ③回数: 複数回(但し、1~3か月以内) ④相手方が対応しない場合: 打ち切り ⑤対象: 男女均等取扱、育児介護休業等についての民事上のトラブル
利用方法	(助言・指導)原則として、鳥取労働局各総合労働相談コーナーに口頭・助言申出書を提出する。労働相談時に申出書を記載し提出することも可能。 (援助)鳥取労働局雇用環境・均等室へ電話、手紙(連絡先記載)により申出を行う。申立書等の文書を提出する必要はありません。

「社労士会労働紛争解決センター鳥取」によるあっせん

特徴	①調整機関: あっせん委員(特定社会保険労務士、弁護士) ②紛争当事者費用負担: なし ③あっせん回数: 原則1回 ④1事件のあっせん委員数: 2名 ⑤相手方が不参加の場合の対応: 打ち切り
利用方法	社労士会労働紛争解決センター鳥取(鳥取県社会保険労務士会内)へあっせん申立書を提出(持参又は郵送)する。

裁判所の利用

地方裁判所

◎民事訴訟 (訴額140万円超) ◎労働審判制度 (本庁のみ)
--

簡易裁判所

◎民事訴訟 (訴額140万円以下) ◎少額訴訟 (訴額60万円以下) ◎民事調停 ◎支払督促

* 判決が出るまでの間、権利の暫定的な保全を図るための仮の措置である仮処分手続もある。